

奈良県告示第三百十一号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、奈良県県土マネジメント部河川課及び奈良県高田土木事務所において縦覧に供する。

平成三十年十二月十八日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 河川の名称 一級河川大和川水系佐味田川
- 二 廃川敷地が生じた年月日 平成三十年十二月十八日
- 三 廃川敷地の位置、種類及び数量

位 置	種 類	数 量
北葛城郡河合町大字穴闇六三三番四先	土地	四・七七平方メートル